

粗大ごみ (有料)

◇収集日と申込み方法

- 月2回、地域(町名)ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
(年末年始を除く)
- 申込みの締切は、収集日の3日前(土・日及び12月31日～1月3日を除く)までです。
(土曜日、祝日も粗大ごみ受付センターの受付業務は行っています。)

＜電話受付＞ 粗大ごみ受付センター 一般加入電話等から 0570-044-530
携帯電話・IP電話等から 044-930-5300

(受付時間) 月曜日から土曜日 午前8時から午後4時45分
(日曜日、12月31日～1月3日を除く)

(申込み事項)住所、氏名、電話番号、品名、大きさ(長さ)、個数

(確認事項) 収集場所、「粗大ごみ処理券」の金額、収集日、受付番号

＜インターネット受付＞（年中無休 24時間受付）

粗大ごみインターネット受付サイトURL (<https://www.sodai.city.kawasaki.jp/>)

川崎市 粗大ごみ 受付

Q 檢 索

※令和5年12月1日からインターネットで申し込みする際に、粗大ごみ処理手数料をオンライン決済で支払うことが可能になりました。

詳細はHPを参照ください。

◇处理手数料

- 品物ごとに300円、600円、1,200円の3種類です。品物ごとにシールを貼るので「粗大ごみ受付センター」へ申し込んだ際に確認した品物1つずつの粗大ごみ手数料の「粗大ごみ処理券」を購入してください。「粗大ごみ処理券」は100円と200円と500円の3種類です。



- 「粗大ごみ処理券」は市内の「コンビニエンスストア」「郵便局（ゆうちょ銀行）」で取り扱っています。
 なお、取扱いのある「コンビニエンスストア」「郵便局（ゆうちょ銀行）」の店頭には下記ステッカーを掲示しています。

【取扱いコンビニエンスストア】

ローソン、ローソン・スリーエフ、ローソンストア 100、セブン-イレブン、ミニストップ、ファミリーマート、
デイリーヤマザキ / デイリーヤマザキストア

- インターネットで申し込んだ場合でオンライン決済を選択した場合は、粗大ごみ処理券の購入は不要です。

◇出し方

市内の「コンビニエンスストア」「郵便局(ゆうちょ銀行)」で「粗大ごみ処理券」を購入し、「粗大ごみ処理券」に付いている「処理シール」を品物ごとに貼付して、申込み時に確認した場所へ収集当日の朝8時までに出してください。

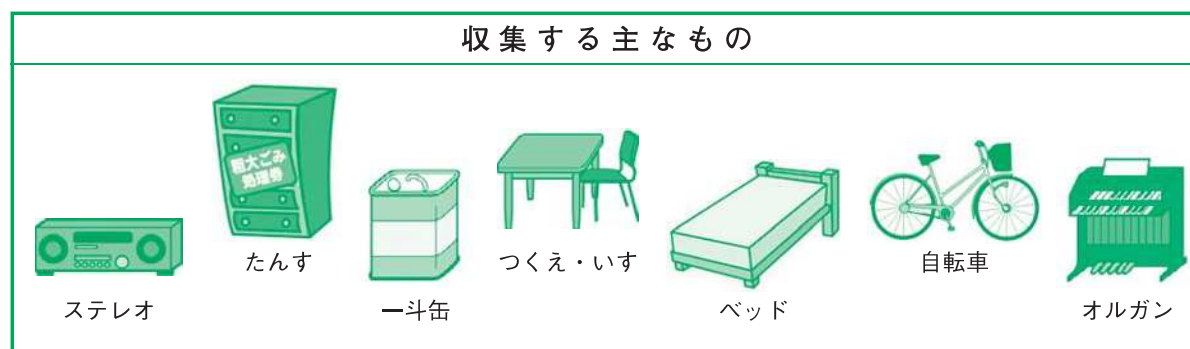
※シールには「氏名」または「受付番号」及び「収集日」を記入してください。

※オンライン決済の場合は任意の用紙に必要事項(受付番号、収集日、金額)を記入してください。



◇収集するもの

一般家庭で不要となった家具・電気器具など
(会社などの事業活動に伴い発生するものは収集しません。)



◇粗大ごみとして収集しないもの

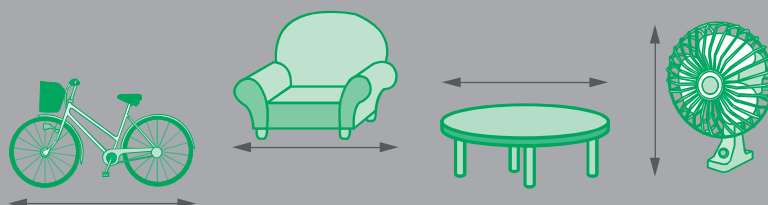
- ①家電リサイクル対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
 - ②パソコン
 - ③自動二輪車(原動機付自転車を含む)
 - ④処理困難物:重量が極めて重いもの(概ね100kg以上)、長さがきわめて長いもの(概ね2m以上)
 - ⑤事業活動に伴って出る粗大ごみ
- 詳しくは、39ページから41ページを御覧ください。



◇処理手数料の目安となる長さ

粗大ごみの長さは「タテ」「ヨコ」「高さ」「径(円形のもの)」のうち、**一番長いところを測ってください。**

※解体や折りたたむことにより、処理手数料が異なることがあります。申込み時に御確認ください。



※ 違法な不用品回収業者に御注意ください。

違法な業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄したり、不正輸出する事例が発生しています。

◇粗大ごみの処理手数料 ●粗大ごみの手数料は、必ず申し込み時に確認してください。

	種 類	手数料(個)	品 目 例	50音順
1	長さが 30cm 以上 50cm 未満で 全部または一部が金属のもの	300円	食品用以外の一斗缶、カセットコンロ、換気扇、ジューサーミキサー、 照明器具、炊飯器、チューナー、ビデオデッキ、 プレーヤー (CD・DVD)、ポット、ラジカセ など	
2	長さが 50cm 以上 180cm 未満のもの	600円	編み機、アンブ、衣装箱、いす、一輪車、ガステーブル、カーペット、カラーボックス、 脚立、鏡台、下駄箱、コタツ、コタツ板、ゴルフクラブ、コンロ、座いす、材木、座卓、 自転車、食器棚、ショッピングカート、スキーキャリア、スキーストック、スコップ、 スーツケース、ストーブ、スノーボード、スピーカー、扇風機、ソファ、タンス、チャ イルドシート、茶箱、机、テーブル、テレビ台、トタン板、パイプ、ハンガーラック、 布団、プリンター、ベニヤ板、ベビーカー、本棚、マットレス、湯沸かし器 など	
3	長さが 180cm 以上で 幅が 10cm 未満のもの		カーテンレール、材木、釣竿、パイプ、物干竿 など	
4	長さが 180cm 以上の物 (上記 3 に規定するものを除く)	1,200円	収納棚、障子、スプリングマットレス、ソファ、タンス、戸、 ふすま、ベッド枠、本棚 など	

下記の粗大ごみは「一束(5枚・本)までを1個」または「一組を1個」として出すことができます。

	種 類	品 目 例
束 (5枚・本)	家 具 類	座いす (回転式を除く)、折りたたみいす
	寝 具 類	布団・マットレス (スプリング入りを除く)・座布団・クッション
	建 具 類	ふすま・網戸・雨戸、畳、窓枠
	スポーツ・趣味	テニスラケット
	板状のもの	姿見・つい立 (板状)・トタン板・波板・風呂ふた・コタツ板・額縁・ベニヤ板・すのこ・ 鉄板類・ホワイトボード (板のみ)・黒板 (板のみ)・一斗缶 (板状につぶしたもの)・ つっぱり棚
	棒状のもの	ブラインド・すだれ・ロールカーテン・カーテンレール・ゴルフクラブ・スキー板・ スキーストック・バット・竹刀・木刀・釣竿・パラソル (ビーチ・ゴルフ用)・パイプ・ 物干竿・角材・幹・丸太・根株・スクリーン (ロール式のみ、台は除く)・ モップ・デッキブラシ・空気入れ
	その他	衣装箱、バケツ、ポリ容器、たらい・洗面器・おけ、洗濯かご、脱衣かご、自転車かご、松葉杖、 植木鉢、刈込みバサミ、スコップ・ナタ・鎌、フェンス・金網

※品目と品目の間に「・」があるものは、同種類の中で合わせて5個までを一束として出すことができます。

例1)ふすまと網戸と雨戸をあわせて5枚 … ➡一束として出すことができます。

例2)バットと竹刀をあわせて5本 … ➡一束として出すことができます。

※一束として取り扱う品目は、散乱しないようにひもやテープで束ねてください。

	種 類	品 目
組 (セット)	寝 具 類	ベッド枠とマットレス (スプリング含む)
	スポーツ・趣味	ゴルフバッグとゴルフクラブ、ゴルフクラブ (14本まで)、 スキーセット (板・ストック・靴)、望遠鏡と台
	家電・音響 楽器	コタツとコタツ板、ホットカーペットとカバー、 ステレオセット (アンブ・プレーヤー・チューナー・スピーカー等)、 カラオケセット (演奏装置・スピーカー・マイク等)、ミシンとケース、ドラムセット、 楽器とケース (トランペット・ピアノ等)、オルガン (エレクトーン) といす
	家 具	机といす、鏡台といす
	健康器具	ダンベル、バーベル (バーと重り)
	その他	物干台と台座

※ダイニングセット、応接セット等のテーブルといすはそれぞれ1個となります。

申し込みされていない粗大ごみは、処理券が貼られていても収集できません。

Q 1 1人暮らしの高齢者が、粗大ごみを外へ出すことが困難なため、家の中から収集してもらえないか。

A： 本市では高齢化社会に対応した市民サービスの観点から「ふれあい収集」を実施しています。このような場合ではまず所管の生活環境事業所へ相談するようお願いください。
(42 ページ参照)

Q 2 収集に来る時間が事前にわからないか。

A： 交通状況、作業状況等により、あらかじめ時間をお知らせすることは困難なので、御理解いただくようお願いしてください。

Q 3 収集日に留守をしても、粗大ごみを収集してもらえるのか。

A： 粗大ごみ処理シールを貼って、申込み時に確認した場所へ出していただければ収集します。その旨お伝えください。

Q 4 オンライン決済で申込みをしたが、キャンセルをしたい。

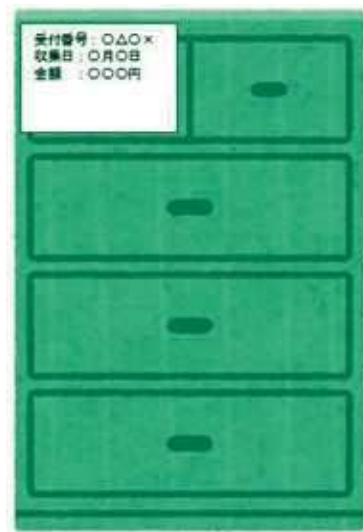
A： 収集日の3日前まではキャンセル等による返金対応は可能ですが、それ以降は返金できません

Q 5 オンライン決済の場合は、粗大ごみはどのように出せばいいのか。

A： 任意用紙(広告や要らないプリントなどの裏紙でも可能)に必要事項(受付番号、収集日、金額)をご記入し、排出するそれぞれの粗大ごみに貼付ください。
なお、用紙の大きさは、1 辺が 20cm 程度のものをご利用ください。
記入時は、雨天時に雨で滲んでしまう可能性があるため、水性インクのご使用はご遠慮ください。
任意用紙の貼付が確認できない粗大ごみは収集できませんのでご注意ください。

受付番号	
収集日	月 日
金 額	

任意用紙イメージ



貼付イメージ

小物金属 (無料)

◇収集日

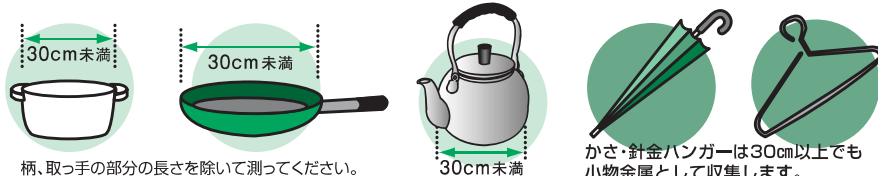
30cm 未満の金属製品（全部または一部が金属製のもの）と「かさ・針金ハンガー」を、「小物金属」として月 2 回、地域(町名)ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。（年末年始を除く）※小物金属の収集日は、粗大ごみの収集日と同じ日になります。

◇出し方

袋や箱には入れずそのままの状態（散乱しやすい物は、ひもまたはテープで束ねて）収集当日の朝 8 時までに「資源物集積所」に出してください。

なべ・フライパン・やかん等の調理用品は、「柄、取っ手、注ぎ口」を除き一番長いところが 30cm に満たないものを小物金属として収集します。30cm を超えるものは粗大ごみ（有料）になり、申し込みが必要になります。品目によっては、小型家電として回収できる物があります。（詳細は 21 ページ参照）

小物金属とは 最長辺が30cm未満の金属製品（全部または一部が金属製のもの）及びかさ・針金ハンガーです。最長辺が30cm以上の金属製品は、粗大ごみとして出してください。



● なべ、フライパン、やかん等の調理用品は「柄、取っ手、注ぎ口」を除き、一番長いところが 30cm 未満のものは、小物金属として収集します。

分 類	品 目 例	お 願 い
調理器具類	おたま、おろしがね、魚焼き網、スプーン、なべ、フライパン、ボール、餅網、やかん など	包丁などの刃物 厚紙等で包み「刃物キケン」など并表示 ※汚れを落としてから出してください
電気器具類	アイロン、電気かみそり、電話機、トースター、ヘアドライヤー など	ラジオ 懐中電灯 など 乾電池を取りはずす（乾電池は資源物へ） 電気スタンド など 電球を取りはずす（電球は普通ごみへ）
水銀使用製品	水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計 など	厚紙等で包み「水銀体温計」や「水銀血圧計」など并表示 ※最長辺30cm以上のものは粗大ごみ(有料)
その他	針金、かさ、金づち、時計、鳥かご、ペンチ、角ハンガー(金属製)、ライター(使い捨てライター以外)、くず入れ(金属製)、磁石など	はさみ など 厚紙等で包み「刃物キケン」など并表示

Q 1 小物金属は袋や箱でなく、ひもか、テープで束ねて出すのはなぜなのか。

A： 袋等で排出すると、収集作業員が危険物が混入していることに気付かずけがをする恐れがあるため、また、袋自体がごみになってしまうためです。

Q 2 小型の炊飯器など、小物金属で出してよいか、粗大ごみで出してよいか判断に迷うときはどうすればよいか。

A： 小物金属は長さ 30cm 未満の金属製品（全部または一部が金属製品）としています。主なものは上記の表のとおりですが、判断の難しい個々のケースについては生活環境事業所に相談するか粗大ごみ受付センターに確認するようお願いください。

空き缶

◇収集日

週1回、地域（町名）ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの



飲料缶、菓子缶、粉ミルク缶、スプレー缶など

注意 家庭から出る一斗缶は粗大ごみとして収集しています。
（菓子缶等の食品用のもの以外）



◇出し方

- 透明・半透明の袋に入れて、収集当日の朝8時までに「資源物集積所」へ出してください。
（ペットボトルと一緒に入れて差し支えありません。）
 - リサイクルの際の品質を高めるため、中をサッと洗ってから出してください。
 - スプレー缶やカセットボンベは、車両火災の原因になりますので中身を安全に抜くために工夫されたキャップなどを利用し、火気のない屋外で必ず中身を出し切り、空き缶・ペットボトルと一緒に出してください。
- ※穴は開けなくても結構です。



空き缶とペットボトルは
透明・半透明袋に
（ペットボトルと一緒にかまいません）

Q 空き缶とペットボトルを一緒にの袋に入れたまま収集しているけど大丈夫？

A： 中間処理施設で専用の機械で空き缶とペットボトルに選別され、さらに空き缶はアルミとスチールに分けられて処理されています。

ペットボトル

◇収集日

週1回、地域（町名）ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの



以下のマークはペットボトルではありません。
「プラスチック製容器包装※」の収集日に出してください。



※令和6年4月から川崎区で「プラスチック資源」の収集を開始し、令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施します。
（詳しくは P37 を参照。）

飲料、酒・みりん類、酢、しょうゆ、酢などの食品用ペットボトル

注意 収集の対象は上記の食品用ペットボトルに限ります。

◇出し方

- 透明・半透明の袋に入れて収集当日の朝8時までに「資源物集積所」へ出してください。
（空き缶と一緒に入れて差し支えありません。）
- リサイクルの妨げとなる場合があるため、キャップとラベルは取り、中を軽くすすいでください。

— キャップ・ラベルの取扱い —
キャップ・ラベルは、プラスチック製容器包装として出してください。



注意 キャップ・ラベルはボトル本体と材質が異なるため外して出すようにしてください。キャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。

空きびん

◇収集日

週1回、地域（町名）ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの



飲料びん・調味料びんなどの食品用のワンウェイびん



袋に入れず
「びん」のみを入れる。

お願い リターナブルびん（一升びん・ビールびんなどの生きびん）は、購入店または回収を行っている販売店へ返すか、地域の資源集団回収へ出してください。

◇出し方

- 収集当日の朝8時までに「空きびん入れ」に入れ「資源物集積所」へ出してください。（袋から出してください）
- リサイクルの妨げとなる場合があるため、キャップを取り中をサッと洗ってください。（簡単にはずせないキャップは、はずさなくて結構です）



——キャップの取扱い——

金属製の「キャップ」：空き缶として出してください。

プラスチック製の「キャップ・ラベル」：プラスチック製容器包装として出してください。

空きびんとして出してはいけない主なもの（間違いやすいもの）



板ガラス 茶わん・皿 コップ



化粧品のびん
（食品のびんではない）



鏡 電球 蛍光灯

※ 上記のものは、厚紙等で包み、「ワレモノキケン」などを書いて普通ごみの収集日にごみ集積所に出してください。

使用済み乾電池

◇収集日

週1回、地域（町名）ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの

積層型、筒型乾電池、リチウムコイン電池（型式記号 CR 及び BR）

お願い ニカド電池などのボタン型電池、
充電式電池は、電気店、カメラ店、
時計店などに置かれている回収箱
に入れてください。

→詳しくは P41 「ボタン型電池・充電式電池」を参照。



ニカド電池



ボタン型電池



◇出し方

透明な袋に入れて他の資源物にかくれないようにして
「資源物集積所」へ出してください。



家庭で飼われていた動物などの死体

◇引き渡し方等

- 生活環境事業所に御連絡ください。
- 処理手数料は1体 3,000 円です。（種類や大きさは関係ありません）
- 首輪等の金属製品は、はずしてください。
- 動物専用の焼却炉で焼却します。
- 遺骨を返すことはできません。（浮島処理センター入口脇に慰霊塔があります。）

※道路上で動物などの死体を見つけた場合は、生活環境事業所へ御連絡ください。



Q 1 犬・ねこなどの死体を見つけた場合、どうすればよいか。

A : 道路上の場合は、見つけた方が生活環境事業所へ連絡するようお願いください。

Q 2 飼い犬（ねこ）の遺骨が欲しいとの相談を受けたが。

A : 動物専用の焼却炉で焼却するため、特定の遺骨だけをお返しすることはできませんので、その旨を伝えてください。

ミックスペーパー

◇収集日

週1回、地域（町名）ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います。
（1月1日から1月3日を除く）

◇収集するもの

紙マークが付いているもの（お菓子の箱等）のほか、投げ込みチラシ、パンフレット、包装紙、（窓付き）封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙



《注意》ミックスペーパーの対象外となるもの

**汚れが
ついた紙**

例：使用済みのティッシュペーパーや
キッチンペーパー、
生ゴミなどが付着した紙、
紙おむつ など

**臭いの
ついた紙**

例：石鹸、洗剤、
線香の紙箱 など



普通ごみ
に出してください。



新聞紙・折込みチラシ



雑誌



段ボール



牛乳パック

**資源集団回収
店頭回収**など
に出してください。

※実施団体により回収品目が異なります。

◇ 出し方

収集当日の朝8時までに「紙袋に入れる」、「包装紙で包む」、「ひもでむすぶ」のいずれかの方法で「資源物集積所」へ出してください。

〈紙袋に入れる〉



または

〈包装紙で包む〉



または

〈ひもでむすぶ〉



・テープでとめるなど、中身が出ないようにしてください。
・リサイクルの妨げになるため、**ポリ袋や段ボールでは、出せません。**

Q 1 紙袋がない場合は、ポリ袋で出してもよいか。

A : ポリ袋はリサイクルの妨げになりますので使用できません。紙袋がない場合は大きめの包装紙で包むか、紙箱などに入れて出してください。

Q 2 チラシは資源集団回収に出すのか、ミックスペーパーで出すのか。

A : 新聞の折込チラシは新聞紙と一緒に資源集団回収へ、郵便受け等に入れられた投込みチラシなどはミックスペーパーとして出してください。どちらかわからない場合は、ミックスペーパーで出していただいてもかまいません。

Q 3 ダイレクトメールなど個人情報が記載されたものは出したくないのだが。

A : 個人情報などが記載されているものも、分ければ資源となりますので、個人情報を黒く塗りつぶすなどして、ミックスペーパーに出すようお願いいたします。どうしても不安な方は、普通ごみに出していただいても結構です。

Q 4 シュレッター紙や窓付き封筒などは、リサイクルできないのではないか。

A : 再生処理施設の特異な技術により、これらのものが混入していてもリサイクルに支障ありません。なお、次のような紙もリサイクルできます。

プラスチックコート紙、ワックス加工紙、油紙、合成紙、防水加工紙、裏カーボン紙、ホチキス針付の紙 など

Q 5 ミックスペーパーはどのようにリサイクルされるのか。

A : 市内にある民間の再生処理施設で、水に溶かす→インク・異物を除去→洗浄→滅菌などの工程を経て、トイレットペーパーにリサイクルされます。

プラスチック製容器包装・プラスチック資源

◇プラスチック資源の収集開始について(※令和6年4月から川崎区で開始し、令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施します)

焼却時に多くの温室効果ガスが発生するプラスチックごみの焼却量を削減するため、これまで普通ごみとして収集していたプラスチック製のバケツ、ハンガー、歯ブラシなどのプラスチック製品を、「プラスチック製容器包装」と一括して「**プラスチック資源**」として収集する新たな分別制度を開始します。

プラスチック資源の収集は**令和6年4月から川崎区で開始し、令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施**します。これまでプラスチック製容器包装を出していた日と同じ曜日にお出してください。

◇収集日

週1回、地域(町名)ごとに曜日を設定して収集します。祝日も収集を行います(1月1日から1月3日を除く)。プラスチック資源の収集を開始した地域は、プラスチック資源とプラスチック容器包装を同じ袋に入れて出すこととなり、曜日や集積所の場所は変わりません。

◇収集するもの(プラスチック製容器包装)※プラスチック資源を収集していない地域

マークがついた生鮮食品トレイ、カップ麺の容器、お菓子などのポリ袋、シャンプーボトルなどのプラスチックでできた容器や包装と発泡スチロールなどの緩衝材

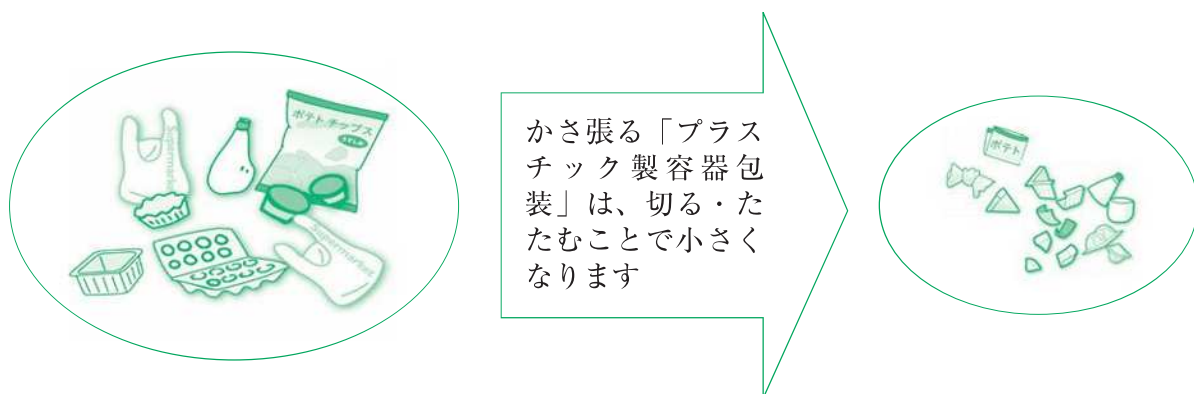


◇収集するもの(プラスチック資源)※プラスチック資源を収集している地域

- ・プラスチック製容器包装
- ・ストロー、スポンジ、ハンガー、バケツ、洗濯ばさみ、クリアファイル、CD、ボールペン、などの全部または大部分がプラスチックでできているプラスチック製品(ただし、一番長いところの長さが50cm以上のものは粗大ごみで出してください)

◇出し方

- 「軽くすすぐ」又は「汚れをふき取って」から収集当日の朝8 時までに透明または半透明の袋に入れ、「資源物集積所」へ出してください。
- プラスチック資源の収集が開始されている地域は、「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品」を同じ袋に入れ、「資源物集積所」へ出してください。
- 小さなレジ袋などに入れた「プラスチック製容器包装」を、さらに大きな袋に入れて出さないでください。破袋機（袋を破き中身を出す機械）で処理できません。



Q 1 プラスチック製容器包装についてのシールは、完全にはがさないといけないのか。

A : できる範囲ではがしていただければ結構です。

Q 2 トレイなどは、洗剤で洗わなければいけないのか。

A : 汚れをふき取るか、食器等を洗浄した残り水で軽くすすいでいただければ結構です。

Q 3 プラスチックは資源化処理施設でどのように処理されるのか。

A : 資源化処理施設で破袋し、選別機で軽量系なものと重量系のものに選別します。その後、手選別により異物を除去し、圧縮機でボール状にして再生工場でリサイクルします。

Q 4 プラスチックはどのようにリサイクルされるのか。

A : ものを運ぶためのパレットやプラスチックボードにリサイクルされるほか、繊維製品や肥料を合成するための化学原料等にリサイクルされます。

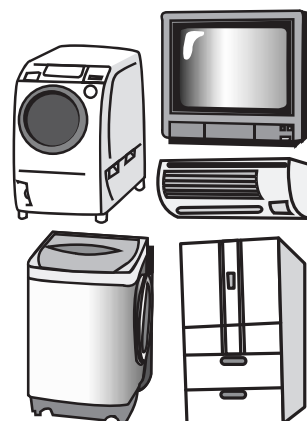
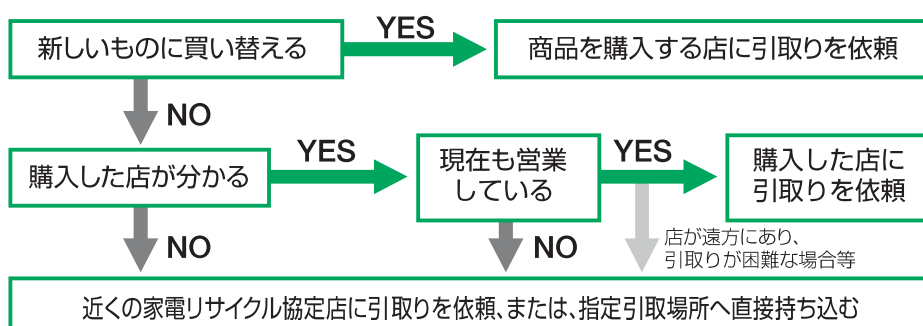
市では収集しないもの

家電リサイクル対象品〈エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〉

◇家電リサイクル対象品の処理方法

家電製品の適正処理と使用されている資源を有効に活用するため家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は電気店が引き取り、家電メーカーがリサイクルを行い、消費者が費用（電気店の回収・運搬料金とメーカーのリサイクル料金）を負担することになっています。市の粗大ごみ収集には出せませんので御注意ください。

●家電リサイクル対象品の処理方法



消費者が負担する料金

リサイクル料金 + **回収・運搬料金** = **消費者が負担する料金**

※料金はメーカーによって異なります。

※料金は電気店によって異なります。

※お近くの「家電リサイクル協定店」、最寄の「指定引取場所」については、生活環境事業所にお問い合わせいただくか、市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp>)をご覧ください。

家電リサイクル

※「指定引取場所」に自ら持ち込む場合は、リサイクル料金のみ負担となります。

◇大手メーカーのリサイクル料金はおおむね次のとおりです。(税込)

品 目		料 金
エアコン		990円
ブラウン管式テレビ	15 型以下	1,870円
	16 型以上	2,970円
液晶式・プラズマ式テレビ	15 型以下	1,870円
	16 型以上	2,970円
冷蔵庫・冷凍庫	170L 以下	3,740円
	171L 以上	4,730円
洗濯機・衣類乾燥機		2,530円

パソコン

●製造メーカー等によるリサイクル

「資源有効利用促進法」により、家庭で不要となったパソコンは製造メーカー等が回収・リサイクルしています。

【回収の申し込み・問い合わせ先】

- ・メーカーがわかっている場合→各メーカーの「PCリサイクル受付窓口」
- ・回収するメーカーがない場合(自作パソコンなど)
→(一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685 URL <https://www.pc3r.jp>



※このマークのついていないパソコンは、回収の際にリサイクル料金がかかります。



●リネットジャパンリサイクル(株)〔認定事業者〕によるリサイクル URL <https://www.renet.jp>

自動二輪車（原動機付自転車を含む）

販売店に引取りを依頼してください。

国内の二輪車メーカーと輸入業者が自動二輪車・原動機付自転車の回収・リサイクルをしています。

「廃棄二輪車取扱店」には、右記のステッカーが掲示されています。



【回収・リサイクルの申し込み・問い合わせ先】

- ・販売店（廃棄二輪車取扱店）
- ・二輪車リサイクルコールセンター ☎ 050-3000-0727

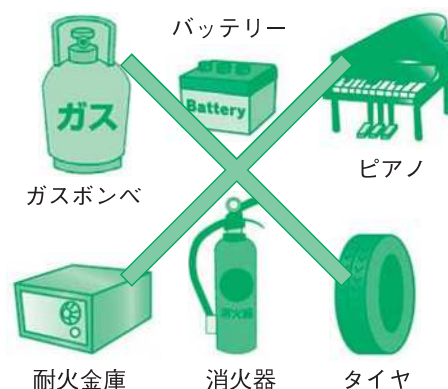
（公財）自動車リサイクル促進センター URL <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

処理困難物

購入店に引取りを依頼してください。

次のものは、市の処理施設では、取り扱いえないため収集しません。

- ①重量がきわめて重いもの（100kg 以上）
- ②長さがきわめて長いもの（2m 以上）
- ③処理作業に危害（爆発、火災など）を及ぼす恐れのあるもの
- ④有害物質（化学薬品・農薬・溶剤等）



事業活動に伴って出るごみ

事業活動に伴って出るごみの処理については、「減量推進課指導係 ☎ 044-200-2568」または「生活環境事業所」にお問い合わせください。

ボタン型電池・充電式電池

ボタン型電池は、電気店・時計店などに設置されている「ボタン電池回収箱」に入れてください。

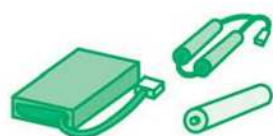
【リサイクルの問い合わせ先】

- ・ボタン電池回収推進センター

☎ 0120-266-205 URL <https://www.botankaishu.jp>



ニカド電池などの使用済み充電式電池（小型二次電池）は、「リサイクル協力店」に加入している販売店などに置いてあるリサイクル BOX に入れてください。



ショート危険がありますので、電極にテープ等を貼って絶縁してください。



スリーアローマーク



※法律施行以前に製造された製品はリサイクルマークがついていないものもありますので、表示をチェックしてください。



【リサイクルの問い合わせ先】

- ・充電式電池のリサイクル（一社）JBRC ☎ 03-6403-5673 URL <https://www.jbrc.com/>

在宅医療用廃棄物（注射針・薬）

家庭から出る使用済注射針や不要となった薬は、かかりつけの医療機関に引き渡してください。

薬局で購入した場合は、薬局への持込みが可能です。回収を行っている薬局には、右記のどちらかのステッカーが掲示されています。

【店頭回収薬局の問い合わせ先】

- ・（一社）川崎市薬剤師会 ☎ 044-211-2325
URL <https://kawayaku.or.jp/>

※注射器は、普通ごみで出してください。針は必ず取り外してください。

※医療目的以外で使用了注射針は、厚紙等に包み「刃物キケン」と表示して小物金属で出してください。



消火器

消火器の処分は販売店にお問い合わせください。

また、(株) 消火器リサイクル推進センターでは処分を申し込むこともできます。

※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

- ・(株)消火器リサイクル推進センター ☎ 03-5829-6773 URL <https://www.ferpc.jp/>

ふれあい収集

高齢化社会への移行と都市の住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者にとってはごみの持ち出しが困難な状況が見られるようになっていることから、高齢化社会に対応した市民サービスの一環として「ふれあい収集」を実施しています。普通ごみ、資源物、粗大ごみを出すのが困難な方は、生活環境事業所へ相談してください。

1 対象

自分でごみを持ち出すことができない高齢者(65歳以上)や障がい者の方で、同居者や身近な人の協力も困難な場合

2 申込受付手続き及び申込者との調整

電話などの申込みに基づき、各生活環境事業所の職員が収集現場の状況調査を行い、持ち出し方法などについて協議して調整します。

3 実施方法

(1) 普通ごみ、資源物

- ① 収集車両が通行可能な地域については、対象者宅の玄関先から収集します。
- ② 収集車両の通行が困難な狭隘^{きょうあい}地域などについては、対象者宅の玄関先などに
出されたごみを持ち出し収集します。
- ③ 集合住宅などについては、対象者宅の階段下(1階)から収集します。

(2) 粗大ごみ

- ① 対象者宅の屋内から粗大ごみを持ち出して収集します。
(この場合は、第三者の立会いをお願いします。)
- ② 集合住宅などで対象者が屋内から粗大ごみを持ち出すことのできる場合については、対象者宅の玄関先などから収集します。

4 収集対象外の排出物

危険物や出入口から持ち出せないものなどは、原則として「ふれあい収集」の対象外としています。

また、片付けや引越等により、一度に多量に排出されるものについては、「一時多量ごみ」(詳しくはP43)の制度をご利用ください。

許可業者による 一時多量ごみの収集

一時多量ごみ
って何？

一時的に多量に発生する家庭系ごみ

どんな時に
出るごみ？

引越しや遺品整理
等で出る多量ごみ

どんな時に
利用できる？

希望日に出したい、
一度に出したい時

利用のしかた

まずは、
生活環境事業所に相談

1 許可業者を選ぶ

2 生活環境事業所に
「搬入申込書」を提出

3 分別したごみを
許可業者に引渡す

川崎市のルール
(8分別9品目)
に従って分別

4 許可業者が
施設へ搬入



費用は、部屋の大きさ、
ごみの量、屋内からの持ち出し有無
など、利用するサービスのメニュー
によって異なります。

費用は、許可業者によって異なり
ます。必ず許可業者から見積もり
を取って、契約してください

無許可の業者は
利用しないように
気をつけて

市ホームページは
こちらから

川崎市 一時多量ごみ

検索



資源物の持ち去り禁止

概要

- ・集積所からの行政収集対象品目(空き缶や粗大ごみ等)の持ち去り禁止
- ・資源集団回収所からの資源集団回収品目(古紙、段ボール、古着等)の持ち去り禁止

持ち去りを発見した場合

- ・持ち去り行為者を発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡をお願いします。その際に、次の点について、わかる範囲でお知らせください。

<教えていただきたい項目>

現場所在地、発見時間、行為者の人数や特徴、対象物、使用した車の種類・メーカー・車両の色・ナンバーなど

- ・いただいた情報をもとに、生活環境事業所では、集積所等へのパトロールを強化するほか、「持ち去り禁止」のポスターを掲示するなどの対応を行います。

持ち去りを行った場合

- ・条例により禁止されていることを説明するなど、再発防止に向けた指導を行います。
- ・繰り返しの指導を行ったにも関わらず、持ち去りを行った場合には、禁止命令書を交付します。その後も、継続的に持ち去りを実施した場合は、警察に告発し、20万円以下の罰金を科す場合があります。



災害が起きた時の ごみのこと

災害時でも、いつもの分別

いつも集積所に出している、普通ごみ、資源物の
(空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックス
ペーパー、プラスチック製容器包装※1、小物金属のこと。)
収集日は変わりません。いつもの曜日にいつも
の集積所に出してください。



※1 令和6年4月から川崎区で「プラスチック資源」の収集を開始し、
令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施し
ます。(詳しくはP37を参照。)

規模の大きな災害の場合、普通ごみは
3日目以降から収集を始めます。

生ごみなどの腐敗・悪臭等が発生
しやすい物を優先的に収集します。
いつも通り分別をし、資源物などは
一時的にご自宅で保管してください。
※携帯トイレは普通ごみです。
袋を二重にするなどして出してください。



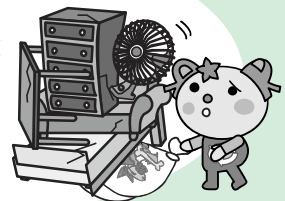
災害の規模によって
資源物はすぐに収集
が始まらないことも
あります。

片付けごみ※2で道路をふさがないでください

片付けごみを自宅前の道路などに置いてしまうと、
消防車などの緊急車両が通れず、ごみを片付ける
収集車も通れなくなってしまい、大変危険です。
できるだけ敷地内で保管してください。
敷地外に出す場合は、車両通行に支障がない、公園等
の仮保管場所(詳しくは発災後にお知らせ)に出して
いただくようになります。順次収集します。

※2 災害によって壊れた家具、家電などのごみのこと

積みあがった家具
などが倒れる危険
性があります。
一緒に出さないで
ください。



大型の台風接近や降雪により収集が中止になることがあります。

収集を中止する場合、次の方法で周知を行いますので
情報を確認するようにしてください。

- ①市ホームページ ②ごみ分別アプリ ③メールニュースかわさき
- ④X(旧Twitter)(危機管理室、シティプロモーション、ごみゼロ・環境情報)
- ⑤収集車等によるアナウンス
- ⑥防災無線 など



災害が起きた時のごみについて詳しくはこちら

川崎 災害 ごみ

検索



災害の種類や規模によって運用が変わります。実際に災害が起きた場合は、
川崎市のホームページに掲載される「緊急情報」を確認してください。

廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関すること

◇住民の意見・要望について環境局への連絡に関すること

廃棄物減量指導員の皆さんと生活環境事業所との協議会（区廃棄物減量指導員連絡協議会）を、年2回程度開催し、市の施策などについて説明いたしますので、地域住民の皆さんの意見・要望をお聞かせください。

※協議会に限らずごみや資源物について、不明な点等がありましたら、御相談ください。

◇アンケートへの協力に関すること

廃棄物行政に関するアンケートを実施することがありますので、調査票への回答をお願いいたします。

◇受持ち地域の巡回及びごみ集積所等への立会いに関すること

- ごみ集積所の清潔保持の状況などについて、適宜受持ち地域の巡回を行い、廃棄物行政に関する意見及び情報の収集に努めてください。
- 受持ち地域の住民あるいは生活環境事業所からごみ集積所などへの立会いを要請する場合がありますので御協力ください。

◇パンフレットの配布に関すること

収集方法の変更などに伴い、臨時的・緊急的な呼びかけ、パンフレットなどの配布や貼付をお願いする場合がありますので御協力ください。

不法投棄を発見した場合は…（トラブルに巻き込まれないよう注意してください）

○ 不法投棄を発見した場合

- ◎ ごみ集積所の場合 … 生活環境事業所へ連絡してください。
- ◎ 道路・公園の場合 … 道路公園センターへ連絡してください。

※放置自転車は道路公園センター自転車担当者まで

- 不法投棄を防止するため、常習箇所への看板の設置等を行っています。希望される場合は、生活環境事業所へ連絡してください。

- 以下のようなときは、すぐに110番または最寄りの警察署や交番に通報してください。

- ◎ 今、目の前で不法投棄が行われている。
- ◎ これから不法投棄をしようとしている。
- ◎ 不法投棄をして逃げていった。

※ 不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください（不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。）。

生活環境事業所の連絡先は、本冊子の裏表紙を御覧ください。

困ったときは生活環境事業所へ御相談を

廃棄物減量指導員としての役割のうち、「ごみ減量の普及啓発に関すること」「排出方法の順守指導」の2つに関しては、お住まいの地域によって様々な問題があるかもしれません。皆さんはごみ減量とリサイクルの地域におけるボランティアリーダーとして、市と市民のパイプ役としての活動をしていただきますが、その際にはぜひ、地域の担当部署である生活環境事業所と共に活動をしていただきたいと思います。

ここに皆さんが生活環境事業所へ相談できる主なものを挙げましたので、参考としていただき、お困りのことがありましたら生活環境事業所へ御相談ください。

困っていること	対応
住民の排出マナーが悪い。 収集日や分別ルールが守られていない。	各種ポスターの掲示や、「資源物とごみの分け方・出し方」の配布ができます。また、生活環境事業所の職員と、朝、集積所にてごみ分別排出の広報活動を実施すること（3R推進デーの実施）もできます。排出マナー改善へ向け協力いたします。ぜひ御相談ください。
ごみとして、いつも、ダンボールや新聞紙を出されてしまっている。	その場所を資源集団回収のポイントにしてはいかがでしょうか。 このことについて、生活環境事業所へ御相談ください。実施団体や回収業者にも確認します。
分別ルールを守らない住民がいる。ごみ袋を開けて誰か特定したい。	ごみ袋は開けないでください。 ごみの中には危険物が混入している場合があります。 また、排出者を特定して指導すると、近隣トラブルになるおそれもありますので、ごみ袋は開けず、生活環境事業所に御連絡ください。
外国人に分別方法を伝えたい。	「分け方・出し方」の外国語版冊子を配布できます。 また、御要望があれば掲示物も作成しますので、生活環境事業所へ御相談ください。
ごみの分別について詳しく知りたい。	スマートフォンをお持ちでしたら、「川崎市ごみ分別アプリ」を御活用ください。1万品目以上を掲載しており、品目を入力すれば分別方法が分かるようになっています。
ごみの出し方について勉強会などをしてほしい。	生活環境事業所職員が町内会・自治会に伺い、町内会や自治会などへの環境学習として、「ふれあい出張座」を実施しております。御要望がありましたら、生活環境事業所へ開催の内容・日時・場所について御相談ください。
不法投棄を発見した場合はどうすればよいか。	ごみ集積所の場合→生活環境事業所へ連絡してください。 道路・公園の場合→道路公園センターへ連絡してください。 ※前ページも参照。
ごみ集積所から資源物の持ち去りを目撃した。	持ち去りの情報を生活環境事業所へ連絡してください。車両のナンバー等が分かりましたら、合わせてお知らせください。
家庭ごみ以外のごみ（事業系のごみ）をたびたび投棄されて困っている。	事業に伴うごみは基本的に市では収集しないので、生活環境事業所へ連絡してください。
集積所の新設・移設・廃止する場合、どうしたらいいか。	事前に生活環境事業所へ御相談ください。